

合併処理浄化槽設置事業補助金により、浄化槽を設置された方をお願いいたします。

浄化槽使用開始後3か月を経過した日から5カ月以内に法定7条検査（水質検査）、毎年1回の第11条検査（定期検査）を実施することが義務づけられています。

このことから、それらの検査結果表の写しをその都度、南部町役場に提出しなければなりません。提出は、浄化槽使用開始後3年間で4年目以降は不要です。

以上の事について確認していただくとともに、実績報告書提出時に別紙誓約書を提出していただきます。

また、検査結果表の写しは、建設課のほか各庁舎窓口でも受付いたします。

※浄化槽の工事が完成し、使用開始後にこれらの書類が提出されない場合は、補助金の返還につながりますので、十分注意していただき、誓約書の提出をお願いします。

## 誓 約 書

南部町長 工藤祐直 殿

このたび、南部町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱により補助金を  
受け浄化槽を設置するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約致します。

### 記

1. 要綱第11条に基づき、浄化槽法第7条及び第11条の規定による検査を  
受け、その都度結果を南部町長へ報告する。また、その報告は使用開始後  
3年間とする。

以上

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_